

大阪労働局発表
平成26年10月27日

担	労働基準部監督課	
当	電話	06 (6949) 6490
	夜間直通	06 (6949) 6491

報道関係者各位

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します ～無料の電話相談を実施します～

大阪労働局では、厚生労働省「過重労働解消キャンペーン」に伴い、本年11月に、過重労働に関する無料電話相談や、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導といった取組を行います。

- 1 「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)
- 2 重点監督の実施
- 3 パワハラセミナーin大阪の開催 (平成26年11月26日)

1 電話相談を実施します

(1) 「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)

全国一斉に実施し、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 : 11月1日(土) 9:00 ~ 17:00
フリーダイヤル : 0120 - 794 - 713

なくし ましょう ながいざんぎょう

当日の取材をご希望の場合は、事前に労働基準部監督課(06-6949-6490)まで、代表者・人数等をご連絡ください。

撮影・録音は可能ですが、個人・企業が特定されないよう、ご配慮いただきます。当日は、職員の指示に従ってください。



2 重点監督を実施します

(1) 監督の対象とする事業場等

- ① 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施。
→ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。

(2) 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ② 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。
- ④ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

(3) 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

3 パワハラセミナーin大阪を開催します

パワーハラスメントによる働く人の使い捨てをなくすため、労使をはじめ関係者に幅広く職場のパワーハラスメントに関する知識や予防・解決の取り組み方法を周知・啓発します。

パワハラセミナーin大阪

日時 : 11月26日(水) 14:00 ~ 17:00

受講料 : 無料

場所 : エル・おおさか(大阪府立労働センター) 大ホール
(大阪市中央区北浜東3-14)

内容 : (1)講演「いじめ・いやがらせ一掃のために」君嶋護男(元愛知労働局長)
(2)事例発表 帝人株式会社 CSR・信頼性保証部
CSRグループ長 黒瀬友佳子
(3)事業説明「新規起業事業場就業環境整備事業について」

申込み : URLの案内裏面の「参加申込書」に必要事項を記入し、FAX、Eメールで送信してください。

URL : <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/osaka-roudoukyoku/H26/banar/260903-01.jpg>

働き過ぎ!…じゃないですか?

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか?

効率の良い仕事をする環境がありますか?

健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。

この機会に一度、みなおしてみませんか?

これは…
今日中に…

～過重労働、賃金不払残業をなくしましょう～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

過重労働等に関する相談はこちら

無料 「過重労働解消
相談ダイヤル」

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業

0120-794-713

11月1日(土) 9:00 ~ 17:00

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年の通常国会で「過労死等防止対策推進法」が成立しました。この法律では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題の
解消のためには…

過重労働による健康障害を防止するために^{※1}

①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、限度基準^{※2}に適合したものとする必要があります。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。



賃金不払残業を解消するために^{※3}

- ① 労働時間適正把握基準^{※4}を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月、厚生労働省）

※2 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）

※3 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

※4 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は、無料電話相談にご相談ください。

過重労働解消
相談ダイヤル

フリーダイヤル **0120-794-713** なくしましょう 長い残業

平成26年11月1日(土) 9:00～17:00

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日8:30～17:15）

労働条件相談ホットライン フリーダイヤル はい！ ろうどう **0120-811-610**（月・火・木・金17:00～22:00、土・日10:00～17:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html